

働く婦人の福祉



婦人の職業能力を育てるために
よい職場の制度や慣行をつくり
ましょう

は じ め に

働く婦人の数は、年々増えて現在では全労働者の約3割をしめるようになりました。また、質的にも働く婦人の勤続年数や平均年令、学歴等も次第に高まり、国の産業の担い手として大きな力をもってきました。

これらの働く婦人たちがその職業能力を充分にのばして、より一層産業の発展につくすことができるようにするためには、働く婦人が働きやすい職場をつくることが第一にたいせつです。そしてそのためには、働く婦人の母性をまもり、その地位をたかめること、すなわち、働く婦人の福祉向上をはかることに、働く婦人自身をはじめ、使用者も男子の労働者も、そして地域の人々もみんなが協力することが必要でしょう。

このパンフレットは第八回「働く婦人の福祉運動」のためにつくられました。

そしてことしの目標は「働く婦人の職業能力を育てるためのよい職場の制度や慣行をつくりましょう」ということです。みんなでこの目標達成のために努力致しましょう。



福祉をすすめることは働く 婦人の能力をたかめます

も　く　じ

- ① 働く婦人は産業の担い手です…………… 3
- ② 働く婦人の母性をまもりましょう…………… 8
- ③ 働く婦人に関するよい職場の制度や慣行をつ
くりましょう…………… 15
- ④ 福祉施設を活用しましょう…………… 16

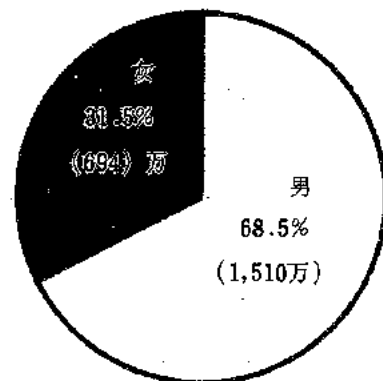
1. 働く婦人は産業の担い手です

働く婦人の数は
年々ふえています

昭和23年	329 万人
24年	309
25年	317
26年	327
27年	390
28年	405
29年	424
30年	466
31年	512
32年	555
33年	601
34年	616
35年（6月）	694（労働力調査）

昭和23年と現在をくらべると
2倍以上にふえました。

働く婦人はいまでは約700万人となり
雇用者総数のうち31.5%を占めています



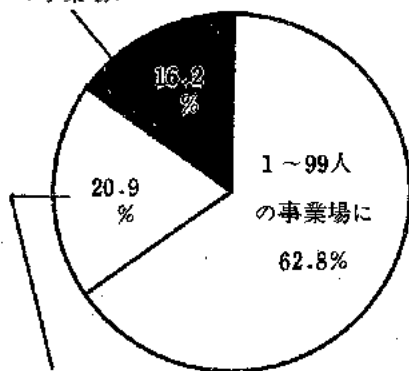
昭和35年6月（労働力調査）

婦人たちはあらゆる
職場で働いています



これらの婦人達の多くは
中小企業に働いています

500人以上
の事業場に



100～499人
の事業場に

昭和34年7月（毎月勤労統計調査）

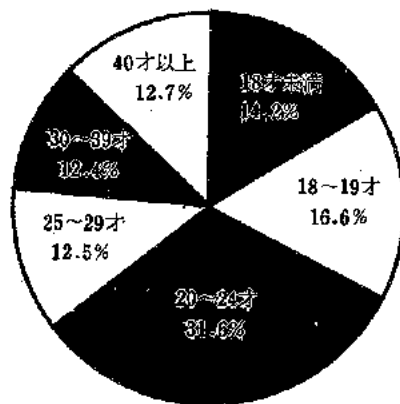
職場では若い婦人も

年輩の婦人も働いています

働く婦人の平均年齢は26.3才となりました。

(昭和29年4月の調査では25.4才)

働く婦人の年齢

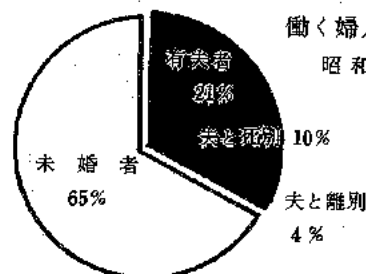


昭和34年4月(賃金構造基本調査)

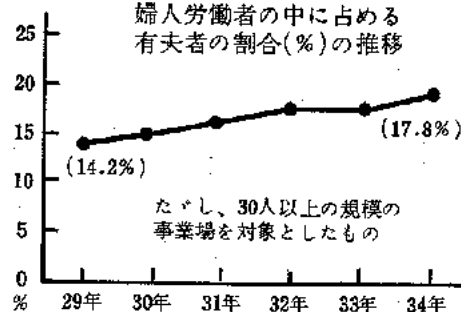
家庭の責任をもった婦人も働いています

働く婦人の配偶関係

昭和30年(国勢調査)



婦人労働者の中に占める
有夫者の割合(%)の推移



婦人少年局(女子保護の概況)各年とも12月末

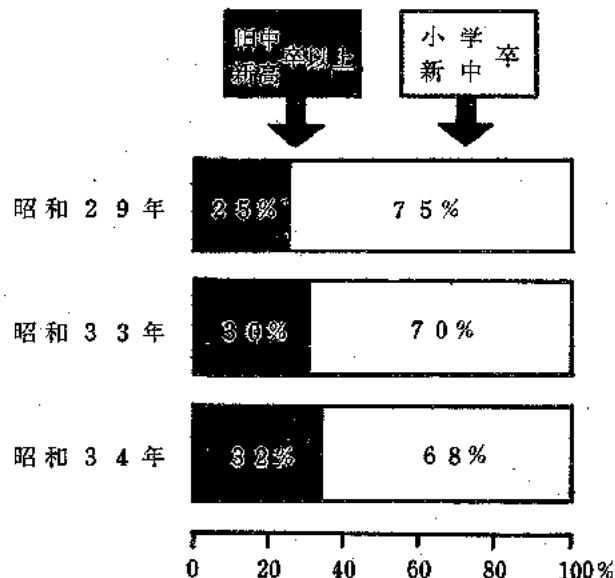
働く婦人の勤続年数も

年年高くなりました

	平均勤続年数
昭和29年	3.6年
昭和33年	3.9年
昭和34年	4.1年

(賃金構造基本調査及び
個人別賃金調査)

学歴も年年高まっています



昭和34年4月 (賃金構造基本調査)

婦人の中にはすぐれた知識や技能をいかして働く人達がふえています

例 え ば…………

こんな地位や職業に進出しています

● 管理的監督的職業

地方銀行の預金課長
生産工場の製造課長
地方新聞の文化部長
県庁民生部の福祉課長
国立結核療養所長
公立の小中学校長

● 専門的技術的職業

地方裁判所の判事
地方検察庁の検事
大学教授、助教授
各種研究所、試験所の研究員
医師、歯科医師、X線技師
建築事務所の一、二級建築士
新聞記者
ラジオ、テレビのプロデューサー
ディレクター

2. 働く婦人の母性をまもりましょう

—働く婦人は次の世代をはぐくむたいせつな母性です—

(1) 労働基準法はこうまめています

● 産前産後

使用者は、6週間以内に出産する予定の女子が休業を請求した場合は、その者を就業させてはならない。(ただし、産後5週間たった女子が請求した場合、医師が支障がないと認めた業務につかせてもよい。)

● 妊娠中の配置転換

使用者は、妊娠中の女子が請求した場合は、他の軽い業務に転換させなければならない。

● 育児時間

生後1年未満の乳児を育てる女子は、休憩時間のほかに、1日2回各々少くとも30分の育児時間を請求することができる。

● 生理休暇

使用者は、生理日の就業が著しく困難な女子や、生理に有害な業務に従事する女子が、生理休暇を請求したときは、その者を就業させてはならない。
(生理に有害な業務は命令で定められています。)

● 重量物の取り扱い

使用者は、女子(18才以上)を断続作業の場合30キログラム(約8貫目)、継続作業の場合20キログラム(約5.3貫目)をこえる重量物を取り扱う業務につかせてはならない。

● 産前産後の解雇制限

使用者は、産前産後の女子が法の規定によって休業する期間、およびその後30日間は解雇してはならない。

(2) 使用者は

婦人の働きやすい

職場環境をつくりましょう

ちょっとした職場環境の改善で、立作業や冷える床・ふきさらしの職場でも、婦人が働きやすく、能率もあがるようになります。

また、赤ちゃんをかかえた婦人のために授乳施設も考えてみましょう。

職場の施設をととのえましょう



立作業

+ 椅子を工夫する



冷える床

+ すのこをしく



ふきさらしの職場

+ 窓に戸をつける



赤ちゃんのいる婦人

+ 授乳施設



次の世代のために母となる働く婦人をまもりましょう

● 働く婦人が産前産後休暇を

安心してとれるように——産休補助員をおく工夫をしましょう。

● 妊娠中の婦人を過激な

仕事や立作業、または長時間の仕事に就かせると 申し出でがあったら

流産や早産の原因となります。

軽い仕事にまえるよう工夫しましょう。

● 生理日について理解を深めましょう。

使用者は生理日にも気持ちよく働ける職場の条件をととのえる。

立 作 業 や

神経をつかう仕事

運搬等の筋肉仕事

）についている婦人のために特別の休憩時間や休憩のための施設をつくりましょう。

● 働く婦人の休息に心をくばりましょう。

労働基準法は働く人の休息のためこんなことをきめています。

労働時間 原則として1日8時間、1週48時間です。女子の残業は、36協定をした場合でも1日2時間、1週6時間、1年150時間以内です。

休 憩 6時間をこえるとき45分以上で、8時間をこえるとき1時間以上です。

休日 毎週1回以上、すなはち原則として週休制です。

年次有給休暇 勤続1年以上の人で、全労働日の8割以上出勤した人に対しては1年をますごとに労働日が追加されます。

休息のための椅子や、おちついて食事や
休憩のできる場所を設けましょう。



● 住み込みの婦人のためには

くつろげる居室・自由な余暇時間
そして職場と生活の気分のきりかえ
ができるように。



(3) 働く婦人はこんなことを心がけましょう

- 休憩時間にはゆっくりやすみましょう



休み時間にはさうじやせんなく
次の仕事の準備
これでは疲れがとれません

- 休日や就業時間外の余暇の
活用を工夫しましょう



- 妊娠や出産，育児について
古い考えかたをやめましょう

- 産前産後には
きめられた休養を

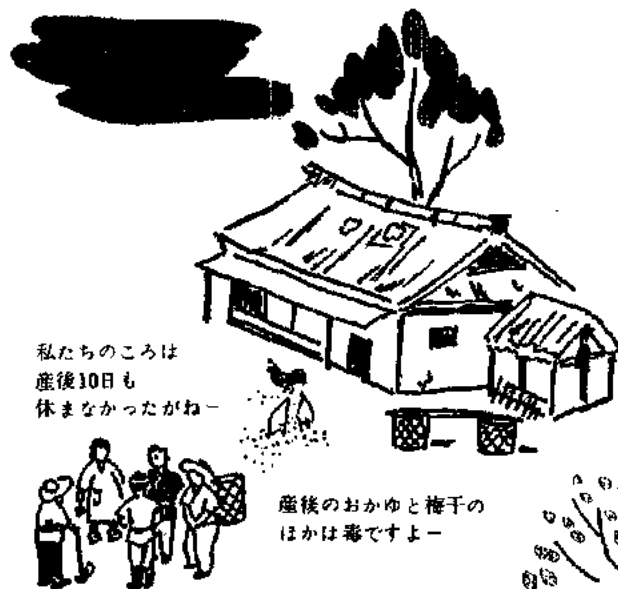
体をはやく回復させましょう

休養不足から

母乳不足
異常産 } になることがあります

- 生理休暇の意味を
正しく知りましょう

生理日の就業の苦しい人、生理に有害な仕事を
している人は、その必要に応じて生理休暇の請
求ができます。しかし、その意味を正しく知っ
て、気がねなく休みましょう。



私たちのころは
産後10日も
休まなかったがねー

産後のおかゆと梅干の
ほかは毒ですよー

● 家庭生活を工夫しましょう



● 毎日の生活のなかに

もっといこいや楽しみをもちましょう

働くお母さんの仕事＝

職 場＋家 事＋育 児

そこで

ひどく疲れた人や

だんらんや教養の時間の

全くない人が多い。

あなたの仕事や生活に適したレクリエーションを工夫しましょう。

職場や地域にあるレクリエーションの施設やグループ活動を、すすんで利用しましょう。

3. 働く婦人に関するよい職場の制度や慣行をつくりましょう

— 労使の話し合いによって —

労働基準法ではこんなことがきめられています。

- 男女同一賃金
同じ条件の場合、男女により賃金に差をつけてはいけな
- 産前産後の解雇制限
女子が産前産後で休業する期間は解雇してはいけな

職場の労働協約や就業規則、そして職場の慣行について

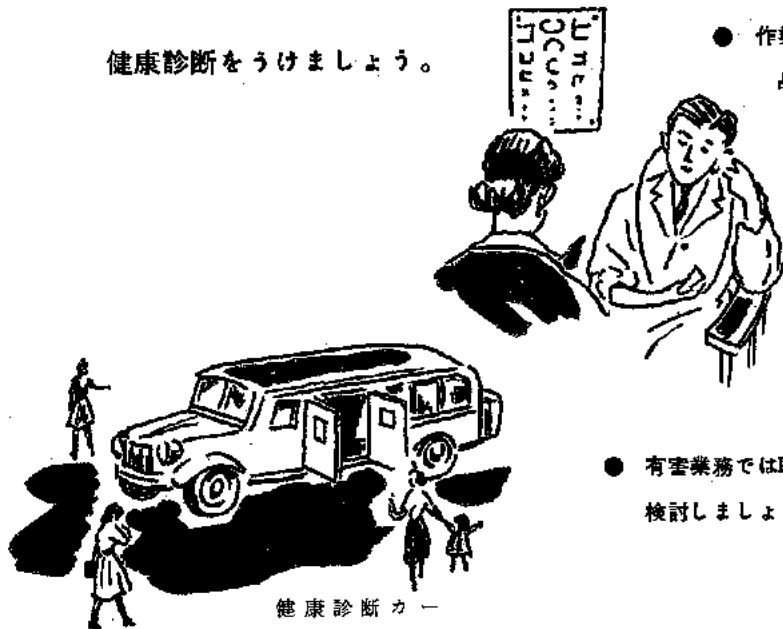
(例えばこんな点を考えましょう)

- 賃金や昇給、昇格、定年制に男女差はないか。
- 結婚したら退職するというような内容の契約がされていないか。
- 出産を制限したり、出産したら昇給を停止するなどの慣行はないか。
- 生理休暇の必要な婦人が、気がねなく休めるように、その請求の手続について労使で話し合ってきめているか。
- 働く婦人の人数に応じた便所、更衣室、休憩室はあるか。
- 深夜業が婦人にゆめられている職場では、そのための休養室や仮眠室はととのっているか。

4. 福祉施設を活用しましょう

健康診断を受けましょう。

- 作業所の手の届くところに 救急薬品箱をそなえておきましょう。

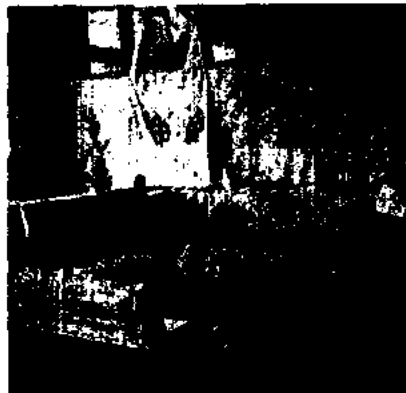


- 有害業務では職業病対策も検討しましょう。

働く婦人の家は

- 働く婦人たちが自由につかえる
談話室、休養室、保育室、割烹室、洗濯室、宿泊室、運動娯楽施設などをそなえています。
- 各種の相談、クラブ活動の援助、指導もします。
- 働く婦人の家は現在、群馬県桐生市、神奈川県川崎市、福岡県八幡市（兵庫県西脇市には今年できる予定）にあります。

談話室

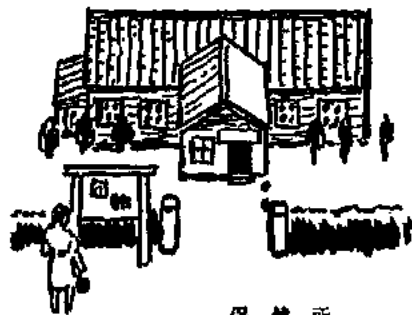


割烹室



保 健 所 は

栄養指導や保健の相談に応じています。



保 健 所

保育園や託児所に子供をあずけて
安心して働けます



託 児 所

公民館は

移動公民館組織をつくって 事業所を巡回し 講座や
幻燈などをしています。進んでその巡回相談を受けま
しょう。



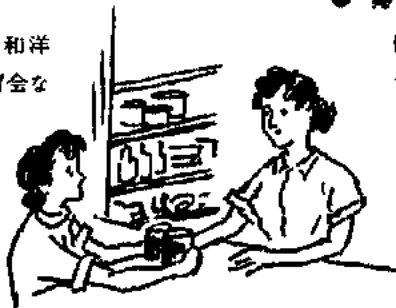
巡回相談

婦人が働きやすい生活と環境をみんなでまぎまぎしよう

- 使用者は 使用者が共同して働く婦人のための洋裁学校をつくり
ました。
- 労働組合は ハイキング、コーラス、講座などをしています。
購買組合をつくって、日用品をやすく売り、利益は組
合員にわけています。

● 生活協同組合は

日用品の販売のほか 和洋
裁 クリーニング講習会な
どをしています。



● 婦人団体は

働く家庭の子供のために学童保育所を
つくり 放課後の指導をしています。



おわりに

婦人のはたらきは国の産業の発展をもたらします
働く婦人の母性をまもるために
みんなでかんがえましょう

働く婦人は ▶ 健康な生活設計
職場では ▶ 労使のはなしあい・とりきめ
地域では ▶ 施設や制度の工夫
家庭では ▶ 家庭生活に家族の協力

福祉についての御相談は 各都道府県の婦人少年室 または婦人少年室協助力員へ

- 婦人少年室協助力員は、婦人少年問題に深い関心と理解をもった民間の有識者たちが婦人少年室の仕事をたすけ協力するために任命されているものです。
- 協助力員は婦人や年少者の労働条件やその他のこと、また働く人たちの家族のことなどについて何でも相談に応じます。

婦人少年室
協助力員



附 録

第八回働く婦人の福祉運動要綱

1. 趣 旨

働く婦人の福祉運動は、産業の担い手としての婦人の母性をまもり、その地位をたかめることを目標として、婦人労働者、事業場、労使団体等が行なう自主的な活動を促進するとともに、広く国民の間に婦人の労働が国の産業の発展に寄与している事実を知らせ、働く婦人の福祉向上についての理解と協力をうながすために行なわれます。

2. 本年度の重点目標

婦人の職業能力をそだてるためにより職場の制度や慣行をつくりましょう。

最近、婦人の雇用は拡大し、現在すでに全労働者の約30%を占め、国の産業の担い手としての質も次第に向上しております。

そこで本年度は、これら質量ともに伸びつつある婦人労働者が、職場において十分にその能力をのばして、産業の発展に寄与できるように、婦人労働者みずからの自覚をうながすとともに、職場における婦人に関する諸制度や慣行を検討し、これを更によりものにするために、各方面の関心と協力を求めるものであります。

3. 実 施 期 間

(1) 準備期間 昭和35年8月15日から9月14日まで

(2) 運動期間 昭和35年9月15日から9月24日まで

4. 主 唱

労働省婦人少年局

5. 実 施 主 体

各事業場の労使及び労使団体

6. 協 力 範 囲

職能団体、婦人団体、教育機関、その他の民間団体、報道機関、関係官公署、一般

7. 実 施 事 項

(1) 本省で行なう事項

イ 準 備 期 間

(イ) 関係官公署、各種団体、報道機関等との連絡及び協力の依頼

(ロ) ラジオ、テレビ、新聞、雑誌等による広報

(ハ) パンフレットその他の資料の作成及び配布

ロ 運 動 期 間

(イ) 「職場の婦人問題研究会」への講師派遣

(ロ) 「働く婦人の家を中心とする地域会議」への講師派遣

(ハ) 働く婦人に関する制度や慣行を重点とした事業場訪問調査

(2) 婦人少年室で行なう事項

イ 準備期間

- (イ) 関係官公署、関係団体との連絡及び協力の依頼
- (ロ) ラジオ、テレビ、新聞、雑誌等による広報
- (ハ) 「婦人の労務管理」(既刊)等の資料の配布

ロ 運動期間

(イ) 「職場の婦人問題研究会」の開催

- a 「使用者の集まり」……婦人が多く雇用されている産業の使用者及び企業の拡大等により最近急激に婦人の雇用が増加した事業場の使用者との会合をもち、婦人の職業能力をそだてる正しい労務管理を研究する機会とすること。
- b 「婦人労働者の集まり」……働く婦人の母性保護及び地位の向上の二点を中心に職場の制度や慣行について検討し、各地域、業態等の特殊事情に即した解決策を婦人自身の手で見出すための機会とすること。

(ロ) 「働く婦人の家を中心とする地域会議」の開催

「働く婦人の家」が設置されている県及び本年度設置予定の兵庫県内の各室が県労働主管部、労働基準監督機関と密接な連絡をとり「働く婦人の家」を中心とした、福祉に関するグループ活動、

その他労務管理啓発のための会議を開催し、あわせて、その有効な利用並びに設置目的の周知徹底をはかることによって「働く婦人の家」の意義と存在を広く知らせる機会とすること。

(ハ) 働く婦人に関する制度や慣行を重点とした事業場訪問調査。

(ニ) 労使関係機関の行なうこの運動の目的にそった活動に対する勧奨と協力。

(3) 実施主体の行なう事項

イ 準備期間

(イ) 婦人に関する職場の制度、慣行、労働条件、施設等の現状について不備な点の改善をはかること。

(ロ) 「働く婦人の福祉運動」に関する標語、ポスター作文等の懸賞募集を行なうことによって本運動についての関心をたかめること。

(ハ) その他本運動を迎える準備をととのえること。

ロ 運動期間

(イ) 働く婦人の福祉一般についての講演会、座談会、研究会、展示会等を行なうこと。

(ロ) 婦人の職業能力をたかめるための再訓練又は講習会を行なうこと。

(ハ) 使用者又は労務担当者と働く婦人とが職場の制度や慣行について意見を交換する会合をもつこと。

(ニ) 働く婦人のレクリエーション大会、慰安会等を開催すること。

(ホ) その他「働く婦人の福祉運動」にふさわしい行事を行なうこと。

昭和35年9月1日 印刷

昭和35年9月5日 発行

働く婦人の福祉

編集兼
発行人 労働省婦人少年局

永井印刷工業株式会社

35 年 9 月